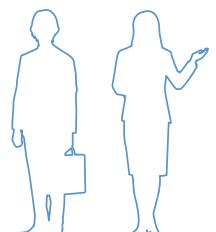


金沢市新協働推進計画

2016



金沢市
平成 28 年 3 月



は じ め に

本市では、平成17(2005)年3月に制定した『金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例』に基づき、平成19(2007)年3月、市民参加及び協働による市政の総合的推進を目的に『金沢市協働推進計画』を策定し、市民の思いと力が生かせるまちづくりに取り組んできました。

この間、協働のまちづくりチャレンジ事業の実施や金沢学生のまち市民交流館の開館、コミュニティ・コーディネーターの育成など、市民が持っている企画力や行動力が十分に発揮できる施策を着実に進めてきましたが、その一方、人口減少社会の到来や価値観の多様化に基づく地域ニーズの変化等を踏まえ、今後必要となる施策を迅速に展開していくためには、現計画期間の満了を待たず、将来を見据えた新たな計画を策定する必要性が生じてきました。

そこで、新たな都市像である『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』、また、今後10年間を見据えて講ずるべき施策をまとめた『重点戦略計画』等を踏まえて、このたび『金沢市新協働推進計画』を策定することとし、これから約5年間に向けた将来像や基本方針、その実現に向けた具体的な施策を示すことで、市民参加及び協働による市政を一層推進させるとともに、現状の課題に的確に対応することといたしました。

今後はこの新しい協働推進計画を軸とし、平成30年度に開設予定の『市民活動サポートセンター』を拠点に、主体的、自主的に地域課題に取り組む「自立した市民」の方々との交流・連携を通して、これまで以上に積極的に「協働のまちづくり」に取り組んでまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画とともに創りあげていただきました、協働をすすめる市民会議委員の皆様をはじめ、金沢学生のまち市民交流館コーディネーター、またアンケート調査を実施してくださった大学関係の方々に心より感謝申し上げます。

平成28年3月

金沢市長 山野之義



金沢市新協働推進計画 目次

第1 新協働推進計画策定の趣旨

1 策定の背景と目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2

第2 国・石川県における協働の動向と本市の主な取組

1 国の動向	5
2 石川県の動向	7
3 本市のこれまでの主な取組	8

第3 本市の市民協働の現状と課題

1 市民協働を取り巻く現状	11
2 市民意識調査の概要と結果	13
3 協働をすすめる市民会議委員等の意見	31
4 市民協働の課題と取り組むべき事項	35

第4 本市の市民協働の将来像と基本方針

1 本市の市民協働の将来像	36
2 基本方針	37
3 施策の方向性	38

第5 新協働推進計画の具体的施策と推進体制

1 今後取り組むべき具体的施策	41
2 新協働推進計画 体系図	44
3 施策の推進体制	45

第6 資 料

1 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例	46
2 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則	50
3 協働をすすめる市民会議委員等	52

第1 新協働推進計画策定の趣旨

1 策定の背景と目的

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壤を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を發揮し、発展してきたが、平成17(2005)年3月、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的に、『金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例』を制定した。

この条例のもと、平成19(2007)年3月、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するために、協働をすすめる市民会議との協働により、『金沢市協働推進計画』を策定し、市民と行政が信頼し合い、情報を共有し、協力し合うことで「市民の思いと力が生かせるまちづくり」に取り組んできた。

この間、金沢ゆめまちづくり活動支援事業や協働のまちづくりチャレンジ事業の開始、金沢学生のまち市民交流館の開館に代表されるように、市民と行政が連携協力して地域課題の解決に向けたまちづくり活動を実践し、学生と市民との交流や自主的なまちづくり活動を促進する環境を整備するなど、様々な施策を実施してきたところであるが、近年の少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来、地域課題の多様化、高度化といった社会構造や市民意識の変化に対応するために、新たな協働推進計画の策定が必要となってきた。

また本市では、これまでのまちづくりの基本を受け継ぎながらも、平成27(2015)年3月の北陸新幹線金沢開業を機に、更なる高みを目指し、次のステップに移行するために、新たな都市像である『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を平成25(2013)年3月に策定するとともに、これを踏まえ、平成26(2014)年2月には、10年間を見据えて講ずるべき施策をまとめた『重点戦略計画』を取りまとめている。

そこで、これらの取組等を踏まえ、平成28(2016)年度の期間満了を待たず、新たな将来像と基本方針等を示すものとして『金沢市新協働推進計画』を策定することとし、市民参加及び協働による市政の一層の推進を図るとともに、現状の課題に的確に対応することとした。

2 計画の期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とする。

3 計画の位置づけ

『金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例』に基づき策定された『金沢市協働推進計画』を踏まえ、新たな都市像『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』及び、その施策を示す『重点戦略計画』を反映したものとする。

(1) 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例 (平成17(2005)年3月制定)

ア 前 文

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壤を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を發揮し、発展してきた。

これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たることが必要である。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

イ 目 的

この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

ウ 推進計画

市長は、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定めるものとする。

(2) 金沢市協働推進計画 (平成19(2007)年3月策定)

ア 目 的

本格的な地方分権時代を迎え、山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するために、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、よきパートナーとして連携、協働して課題の解決にあたることが必要不可欠な時代となる中で、平成17(2005)年3月に制定した『金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例』に基づき、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するために、協働をすすめる市民会議との協働により、本計画

を策定した。

イ 将来像

「市民の思いと力が生かせるまちづくり」

ウ 基本方針

(ア) 情報の公開と共有

(イ) 意識向上と相互協力

(ウ) 環境の整備

エ 施策の方向性

(ア) 意識づくり～市民と行政が互いの理解を深めるために

(イ) 環境づくり～市民が自発的に行動するために

(ウ) 仕組みづくり～人と人がつながるために

(3) 新たな都市像『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』

(平成25(2013)年3月策定)

ア 概要

これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、個性を大切にし、魅力を磨き高めることで、人・モノ・情報を引きつけ、同時に発信していくことによって、成長、発展していく交流拠点都市を目指すものであり、金沢が目指す今後10年間の新たな方向性を示す。

イ 重点方針（関連部分抜粋）

コミュニティ あらゆる世代に対応した新たなコミュニティの形成

ウ 基本方針（関連部分抜粋：絆づくり～協働をすすめる～）

地域コミュニティを支えるまち／市民協働の推進

(ア) 多様化する地域ニーズや課題を解決するため、市民、NPO、企業などが積極的に公共的なサービス等の提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動できるよう、「新しい公共」の推進に取り組む。

(イ) 町会をはじめとする地域団体との協働活動を成熟・発展させていくほか、新たな協働の担い手となる人材を育成するため、公募による協働事業の充実・強化を図る。

(4) 世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

(平成26(2014)年2月策定、平成28(2016)年2月改定)

ア 概要

新たな都市像『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を踏まえ、10

年間を見据えて講ずるべき施策をまとめたもの。

イ 重点施策（関連部分抜粋：市民交流・人材育成機能の強化）

市民が互いに地域社会における役割を認識し、他者との関わりを大切にする社会をめざし、その礎となる教育の充実に努め、絆やつながりのある温かいまちをめざす。

市民活動サポートセンターの設置

「まちづくり活動」「文化活動」「絆づくりの活動」等の市民活動を活発化させ、地域、団体の垣根を越えた交流を促進することにより、自立と協働のまちづくりを加速させるとともに、新たに市民活動サポートセンターを設置し、市民団体等の結成・連携の支援を行うなど、市民活動や地域コミュニティの活性化を図る。

ウ 主要施策

(ア) 地域協働コーディネーターの育成とネットワークの形成

コミュニティ活動や市民協働についての知識を有し、地域課題の解決やコミュニティの醸成を図る人材を地域協働コーディネーターとして育成するとともにネットワーク化を進め、コミュニティ活動の活性化に努める。

(イ) 市民との協働によるチャレンジ事業の推進

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことを目的に、市民や団体等から、まちづくりや行政の課題等に対する提案を受け、協働による市政を推進する。

(ウ) 学生まちづくり活動の活性化と学生団体の交流促進

「金沢まちづくり学生会議」等と協働し、学生と市民との交流及びまちなかの賑わいの創出など、学生のまちづくり活動の活性化を図るとともに、学生団体相互の交流を促進する。

(エ) 地域コミュニティにおけるICT化の推進

子供からお年寄りまで幅広い世代に情報を発信していくため、地域コミュニティのICT化を推進し、若い世代の町会加入などを促進する。



協働のまちづくりチャレンジ事業（公開プレゼンテーション）の様子

第2 国・石川県における協働の動向と本市の主な取組

1 国の動向

(1) 特定非営利活動促進法（平成10（1998）年12月1日施行）

平成7（1995）年に阪神・淡路大震災が発生し、災害救助等においてボランティアや市民活動団体の活動が注目されるとともに高く評価されることとなった。このことを契機として、平成10（1998）年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、特定非営利活動（特定の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの）を行うボランティア団体や市民活動団体も一定の要件のもと法人格を取得できるようになった。

(2) 公益法人制度改革関連3法（平成20（2008）年12月1日施行）

税制上の優遇措置を受けることができる公益法人（社団法人、財団法人）を設立するには、主務官庁による設立の許可が必要とされ、「法人格の取得」、「公益性の判断」、「税制上の優遇措置」が一体となっていたため、法人設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確である、営利法人類似の法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題点について指摘があった。

そこで、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針のもと、営利（剰余金の分配）を目的としない社団と財団について、法人が行う事業の公益性に問わらず、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度（公益法人制度改革関連3法）を創設するなど、「民間が担う公益」を社会・経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動を促進することとした。

※公益法人制度改革関連3法

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(3) 改正特定非営利活動促進法（平成24（2012）年4月1日施行）

平成23（2011）年6月には、NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施（所轄庁の変更等）できるようにしたり、制度の使いやすさと信頼性の向

上のための見直し（申請手続きの簡素化・柔軟化等）や認定制度の見直し（認定基準の緩和等）を行ったりするなど、NPO 法が大幅に改正された結果、NPO 法人が市民の身近な存在として活躍する場が一層広がることとなった。

(4) 共助社会づくりの推進について（平成 27(2015) 年 3 月策定）

このような背景のもと、これまで地域社会において重要な役割を担ってきた町会等の地縁組織に加え、NPO 法人をはじめとした公益的な活動を行っている法人等、民間企業、ソーシャルビジネス事業者、金融機関、教育機関、行政などの様々な主体による地域課題解決のための活動参加が見られるようになってきた。

今後も一層多様な担い手の参画と、活動の活発化を目指すため、平成 27(2015) 年 3 月に共助社会づくり懇談会が「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」をとりまとめ、『個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会』（共助社会）の実現を目指すこととし、共助社会の担い手の取組と課題について、8 つの主体と 24 の課題として整理した。

8 つの主体と 24 の課題

主 体	課 題
地 域 住 民	<ul style="list-style-type: none">・地域社会に存在する課題の認識と当事者としての自覚・共助の取組による、より良い地域社会の構築
地 縁 組 織	<ul style="list-style-type: none">・地縁組織の活動内容等の情報発信・地縁組織等の活動の活性化
N P O 等	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアや寄附の受入状況についての情報発信・中間支援組織の人材育成・財務基盤の強化・地域課題の発掘・共有
企 業	<ul style="list-style-type: none">・地域を支える担い手としての企業の役割の高まり・社会貢献活動を通じた企業の持続的発展・企業の社会貢献活動についての積極的な情報発信・社会貢献活動を通じた従業員の士気向上・ソーシャルブランドの確立
ソーシャルビジネス	<ul style="list-style-type: none">・ソーシャルビジネスの経済的な自立・ソーシャルビジネス事業者の経営ノウハウの向上・地域の中小企業によるソーシャルビジネスの参入
地 域 金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザーとして地域金融機関の果たす役割の高まり・金融機関、NPO 等との間の情報交換・相互理解の促進・地域金融機関が中心となった地域の連携プラットフォームの構築

教 育 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関による将来の共助社会づくりを担う人材の育成 ・学校教育における社会貢献活動の機会の増加 ・地域の拠点としての大学による社会貢献活動の促進
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な取組を通じた課題解決の重要性 ・行政内部での連携・近隣の自治体間での広域連携の必要性 ・NPO等の活動への助成の効果等についての調査の必要性 ・地域の課題解決のコーディネーター役として期待される行政職員

※ 中間支援組織 「地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをし、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」

2 石川県の動向

(1) NPO活動の促進に関する基本方針（平成12(2000)年8月策定）

少子・高齢社会の急激な進展、環境問題の深刻化や厳しい財政事情など、社会・経済情勢の大きな変化の中にあって、行政や企業のみでは解決が難しい様々な社会的な課題が発生している。

このような状況にあって、今後、市民の多様なニーズに応え、あるいは様々な要素が複雑に絡み合った複合的な社会的課題に対応していくためには、市民自らの手で社会的課題を発見し、解決しようとするNPOの役割がますます重要になってくるものと考えられる。

そこで、平成11(1999)年度に県内のNPOの活動状況等の実態調査を実施するとともに、学識経験者やNPO関係者等による「石川県NPO活動促進検討会議」の提言も踏まえ、NPO活動の促進に向けて、NPOへの支援及び協働の在り方や方向性を示すとともに、支援施策や協働事業を総合的に推進することを目的に策定した。

(2) NPO支援センター基本計画（平成13(2001)年1月策定）

この基本計画に係るNPO支援センターは、NPO活動をはじめとする市民活動の一層の活性化を図り、活力ある豊かな地域社会づくりを進めるため、①市民やNPOの相互交流を促進するとともに、②行政、企業、NPOがNPO活動に関して協働する場とすることを基本コンセプトとする。基本的には、ソフトとハードの基盤の整備を図り、全県的、総合的な支援等を行うものとする。

(3) 石川県 NPO 活動支援センター（平成 13(2001) 年 8 月開設）

石川県 NPO 活動支援センター「あいむ」は福祉、環境、文化、教育、国際協力など、さまざまな分野の NPO 活動やボランティア活動などのためのオープンスペースであり、NPO 法人の設立認証をはじめ、交流ネットワーク、相談コーディネート、人材育成、情報収集・提供、広報、調査研究等の機能を担っている。

3 本市のこれまでの主な取組

(1) 『金沢市協働推進計画』に基づく主な取組（平成 19(2007) 年度以降）

平成 19(2007) 年 3 月に策定された『金沢市協働推進計画』に掲げられている「市民と行政が互いの理解を深める意識づくり」、「市民が自発的に行動する環境づくり」、「人と人がつながる仕組みづくり」の 3 つの目標の実現に向けて、協働をすすめる市民会議や各種団体との協働により、様々な施策に取り組んできた。

(2) 市民と行政が互いの理解を深める意識づくり

具 体 的 施 策	取 り 組 み 内 容
市広報やホームページなどの各種媒体を通した市政情報の共有	新聞やテレビ、ラジオの他、ホームページをはじめ、Facebook や Twitter などの SNS を活用
パブリックコメントなどの市民参加手法の定着	審議会、住民説明会、e モニター制度によるアンケート等を隨時実施
活動発表の場の設置と活用	金沢学生のまち市民交流館を開設（平成 24(2012) 年 9 月 29 日）
インターネットやまちづくり情報誌を活用した活動情報の発信	ホームページに「町会・地域コミュニティ情報」ページを開設
市民一人ひとりの意見が政策にいきる取組の推進	政策形成の過程でワークショップの手法や公募委員を導入
オープンカフェや交流サロンのような気軽に集える場の創出	金沢学生のまち市民交流館に誰でも無料で利用できるサロンを整備
活動を知ることのできる情報交換の場の創出	地域活動や市民活動の情報交換が可能になる金沢 e 広見ブログ情報システムを導入
市民と行政が共に提案し実行する事業の拡大	協働のまちづくりチャレンジ事業に加え、行政課題の解決に向けたパートナーシップ・コンペ事業を新たに実施
市民と行政の協働事業を評価・検証する仕組みづくり	第三者機関による行政評価やチャレンジ事業の検証を実施

(3) 市民が自発的に行動する環境づくり

具 体 的 施 策	取 り 組 み 内 容
協働をすすめる市民会議に研究グループを設置し、立地、管理運営方法、設備など利用しやすい「協働センター」を実現	金沢学生のまち市民交流館設置条例に基づき、「金沢学生のまち市民交流館運営会議」と行政が協働で運営
市政・地域活動・市民活動などの情報一元化	ホームページに「町会・地域コミュニティ情報」ページを開設するほか、金沢学生のまち市民交流館ホームページでも随時情報を提供
人材養成のための「学習カリキュラム」の確立と講座の実施	コミュニティ・コーディネーター育成事業をはじめ、新任課長補佐研修にて協働の基礎知識の講座等を実施
市民参加と協働をすすめる「まちづくり活動実践者」を増やすための仕組みを研究	協働のまちづくりチャレンジ事業やパートナーシップ・コンペ事業をはじめ、協働と交流のつどい、ボランティア大学校の講座等を実施
広汎な支持を得ることのできる「組織の力を高める研修」の実施	かがやき発信講座や協働をすすめる市民会議委員による地域出前講座を実施
コーディネーターの活用による課題の解決	金沢学生のまち市民交流館へのコーディネーターの配置やコミュニティ・コーディネーター育成事業を実施

(4) 人と人がつながる仕組みづくり

具 体 的 施 策	取 り 組 み 内 容
市民と行政が協働するための手引書の作成	かなざわ協働をすすめるハンドブック（改訂版）を作成配布
市民と行政がそれぞれの活動を知り合う事業の創出	金沢学生のまち市民交流館にて、協働と交流のつどいを開催
各課に「協働推進担当者」を配置	職員の意識改革と協働事業に関する情報を共有するために、市民協働推進庁内プロジェクトチームを設置
マンション町会の活動の研究	集合住宅コミュニティ条例を制定するとともに、金沢市町会連合会と協働で作成した町会加入チラシを転入者等へ配布
さまざまな団体の交流機会の創出	協働と交流のつどい、協働をすすめる市民会議、協働のまちづくりチャレンジ事業（共同提案）等を実施
市政・地域活動・市民活動への企業や学生の力の活用	学生と地域や企業との間で雪かきボランティア協定を締結する他、協働のまちづくりチャレンジ事業（学生・共同提案）を実施

提案型まちづくり事業をすすめるための制度
検証や、より有効な財政支援の検討

協働のまちづくりチャレンジ事業の検証による対象経費の見直しや、より具体的課題に対応できるように委託料が拡充されたパートナーシップ・コンペ事業を新たに実施



第3 本市の市民協働の現状と課題

1 市民協働を取り巻く現状

本市では、これまで、町会等の地縁組織に加えて、NPO 法人、ボランティア、学生など様々な協働の担い手とまちづくりに取り組んできたが、本市における各担い手の現状については以下のとおりである。

(1) 町会、校下（地区）町会連合会

金沢市の町会組織は、長い歴史と伝統を引き継ぐ「住民による住民のための」自治活動組織であり、明るく住みよいまちづくりを進めるために、地域の課題に住民が協力して取り組むとともに、様々な団体と連携して活動している。

町会は、一定の地域・建物を基盤とした区域で分けられ、単位町会と呼ばれている。単位町会は、さらに複数の班によって構成されているのが一般的で、私たちの毎日の暮らしに最も身近なつながりを持っている。平成 28(2016)年 3 月現在、1,357 の単位町会がある。

校下（地区）町会連合会は、概ね小学校の通学区域ごとに組織されており、町会長経験者など地域の事情に明るい町会連合会会長や役員が中心となり、町会長会議等を通じて運営されている。教育、福祉、環境、防災等住民生活に関わる多くのことが校下（地区）単位で行われていることから、地域の基盤組織として、又、町会と行政のつなぎ役として重要な役割を担っている。

(2) 特定非営利活動法人（NPO 法人）、市民活動団体（NPO）

石川県は、平成 10(1998)年の特定非営利活動促進法（NPO 法）の制定をうけて、平成 13(2001)年に「石川県 NPO 活動支援センター」を設置し、NPO 法人の認証事務を行っている。

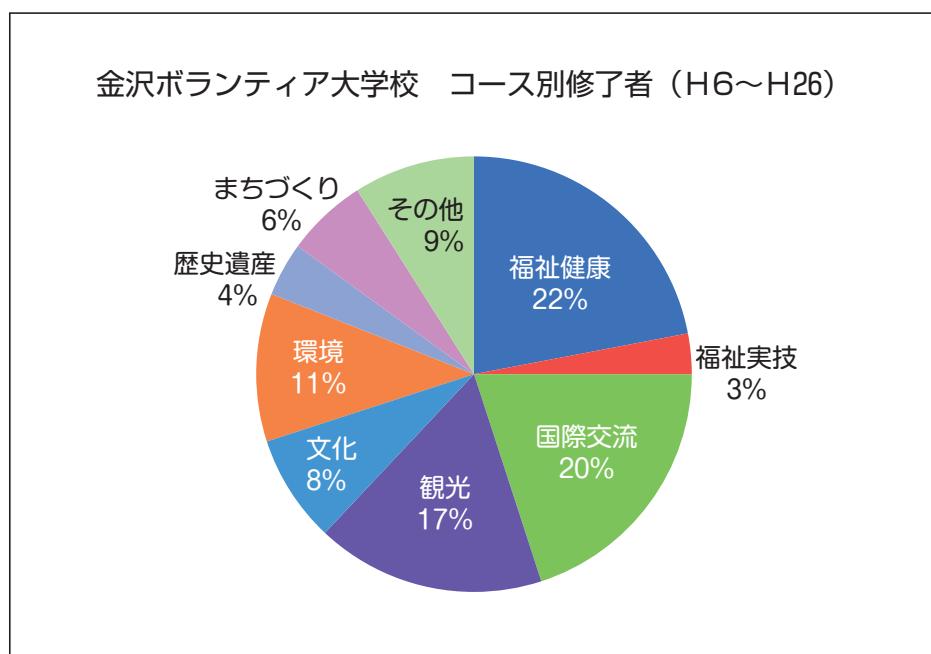
石川県内の NPO 法人數は、平成 28(2016)年 2 月時点で 354 団体、うち金沢市内では 179 の NPO 法人が活動している。活動分野は保健・医療・福祉・社会教育・まちづくり・観光・文化・環境・災害救助など多岐にわたっている。

本市では、平成 11(1999)年度から平成 22(2010)年度にかけて、市民からのまちづくり企画提案型事業である「金沢ゆめまちづくり活動支援事業」を実施、NPO 法人や NPO が 73 の企画に取り組み、市民活動団体がまちづくりに参画する大きな契機となった。平成 23(2011)年度からは「協働のまちづくりチャレンジ事業」を開始、提案企画の採択団体と行政とが協働でまちづくり企画に取り

組むことで、団体との交流やその育成に大きく寄与している。また平成24(2012)年には、学生や市民活動団体の交流や学習等の拠点として「金沢学生のまち市民交流館」を片町2丁目に開設、専属のコーディネーターを設置するなど、各種団体の相談等にも応えている。

(3) ボランティア

昭和60(1985)年に金沢市社会福祉協議会がいち早く「福祉ボランティアセンター」を設置し、ボランティア希望者のマッチングを行っているほか、平成6(1994)年には本市が「金沢ボランティア大学校」を開設し、観光案内ボランティア「まいどさん」など、これまでに数多くの市民ボランティアを輩出している。平成26(2014)年度は、文化・まちづくり・環境・歴史遺産・福祉健康・観光・福祉実技・国際交流の8コースにおいて199人が卒業、平成6(1994)年度からの通算では3,747人が卒業し、コース修了後に観光ボランティア、図書館ボランティア、傾聴ボランティア等を務め、本市のまちづくりを支える重要な人材となっている。



(4) 学 生

金沢は明治19(1886)～20(1887)年に、全国五学区の各学区において、官立の高等中学校が設置された5都市のうちの一つであり、古くから「学都」と呼ばれ、市民にとって学生は身近な存在であった。

現在、石川県における人口10万人当たりの高等教育機関数は全国第2位、人口1,000人当たりの学生数は全国第3位であり（文部科学省「学校基本調査」

より)、金沢市及び近郊には18の大学・短大・高等専門学校と27の専門学校が集積している。

本市ではこのような特性を生かし、平成22(2010)年3月に「金沢市における学生のまちの推進に関する条例」を全国で初めて制定、また平成24(2012)年度には、学生のまちづくり活動の拠点施設として「金沢学生のまち市民交流館」を開設している。まちづくり活動を行う学生団体のうち、その中心となる「金沢まちづくり学生会議」は第6期目となり、平成28(2016)年2月現在、金沢及び近郊の学生約50名が所属し、通年でまちづくり企画に取り組んでいる。ほかにも40を超える学生団体が金沢学生のまち市民交流館を拠点に多種多様な活動を行っている。

このように、本市においては多様な担い手が特長と専門性を生かして、様々なまちづくり活動を行っているが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計では、2060年における本市の人口は346,861人まで減少する見込みであり、平成27(2015)年10月に策定した「金沢市人口ビジョン」では、市独自の施策を講じることで、社人研推計より8万5千人増の43万2千人とすることを目指している。

来る人口減少社会においても、市民に質の高い行政サービスを提供し続けるために、今後は、先に示した様々な協働の担い手とともに社会課題に取り組んでいくことが一層重要となる。

2 市民意識調査の概要と結果

(1) 金沢市協働推進計画の策定に際しては、本市と当時の金沢大学文学部社会学研究室（橋本和幸 教授）が平成18(2006)年に共同研究した「金沢市町会実態調査」と「市民のコミュニティに関する意識・行動調査」の結果を参考に、現状の把握や課題の抽出、具体的施策の検討を行った経緯がある。

そこで、今回の新協働推進計画の策定にあたっても、当時の共同研究者の一人である「眞鍋知子 金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授」に市民意識調査の実施、結果集計及び分析を委託し、新計画の指針及びあり方の参考とすることとした。

眞鍋准教授は社会調査、地域調査を専門に、現在、金沢大学人間社会学域の地域創造学類で教鞭をとられ、本市の市民協働について熟知されているほか、石川県や小松市等でも同様の調査をされた実績がある。

(2) アンケート調査内容

調査地域	金沢市内全域
調査期間	平成27(2015)年7月8日～27日
調査方法	郵送調査法（調査票郵送・回収、調査対象者自記入式）
調査対象	満20歳以上80歳未満の金沢市民
対象者抽出	住民基本台帳（外国人登録者含む）より単純無作為抽出
調査対象者数	1,500人
作業日程	6月5日 無作為抽出の準備開始 6月19日 無作為抽出の完了 7月8日 調査票の発送（20日締切り） 7月20日 督促状の発送（27日締切り）

(3) 市民意識調査の結果

以下は、眞鍋准教授による調査結果の集計及び分析を踏まえた報告である。

今回の市民意識調査（以下、「今回調査」という。）と「市民のコミュニティに関する意識・行動調査」（平成18(2006)年9月に実施。以下、「前回調査」という。）と同じ質問を採用した項目については、回答結果を比較することによって、この9年間の市民意識の変化を明らかにする。

市民活動や行政との協働に関する質問項目は、今回の調査で初めて採用された項目のため、単純集計結果から市民の意識を明らかにする。

◆金沢市に対する誇りや愛着心にほとんど変化はない。

前回調査と今回調査の回答を比較すると、ほとんど変化はなく、8割以上の市民が金沢市に対する誇りや愛着を感じている。

問7. 金沢市に対する誇りや愛着

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 強く感じる	208人	33.5 %	291人	37.4 %
2. やや感じる	311人	50.1 %	360人	46.3 %
3. あまり感じない	87人	14.0 %	93人	12.0 %
4. まったく感じない	15人	2.4 %	34人	4.3 %
小 計	621人	100 %	778人	100 %
9. 無回答	3人	—	7人	—
計	624人	—	785人	—

◆好ましい近所づきあいの程度は「あまりつきあわない」という回答が増えている。

しかし、好ましい近所づきあいの程度は、「よくつきあう」と「ある程度つきあう」の合計は8割を超えるものの、前回調査と比較すると「あまりつきあわない」という回答が増える結果となっている。

問3. 好ましい近所づきあいの程度

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. よくつきあう	34人	5.5 %	68人	8.7 %
2. ある程度つきあう	489人	79.0 %	648人	83.0 %
3. あまりつきあわない	85人	13.7 %	53人	6.8 %
4. まったくつきあわない	11人	1.8 %	12人	1.5 %
小 計	619人	100 %	781人	100 %
9. 無回答	5人	—	4人	—
計	624人	—	785人	—

◆町会に加入しない人が増えている。

前回調査と比較すると、町会に加入していない人は、10.4%から16.3%に増加している。

問9(3) 町会の加入有無

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 加入している	519人	83.7 %	699人	89.6 %
2. 加入していない	101人	16.3 %	81人	10.4 %
小 計	620人	100 %	780人	100 %
9. 無回答	4人	—	4人	—
計	624人	—	784人	—

◆町会未加入者へ加入を働きかけるべきだと思う人は減っている。

さらに、町会に加入を働きかけるべきだという人（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計）は、前回調査が57.9%だったのに対し、今回調査では48.5%と10%程度も低下している。町会に加入する人が減っていることに加え、意識の面でも加入は強制ではないと思う人が増えている。

問12 d 町会に対する意見：町会に未加入の方々に、強く加入を働きかけるべきだ

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. そう思う	93人	15.8 %	177人	23.1 %
2. どちらかといえばそう思う	192人	32.7 %	266人	34.8 %
3. どちらかといえばそう思わない	227人	38.6 %	223人	29.2 %
4. そう思わない	76人	12.9 %	99人	12.9 %
小 計	588人	100 %	765人	100 %
9. 無 回 答	36人	—	20人	—
計	624人	—	785人	—

◆町会が行政の末端組織だと思う人は減っている。

従来、町会は行政の末端組織であるという批判があったが、前回調査と比較して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計が59.3%から48.9%と半数を下回る結果となっている。

問12 e 町会に対する意見：町会は行政の末端組織だ

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. そう思う	85人	14.4 %	178人	23.4 %
2. どちらかといえばそう思う	204人	34.5 %	273人	35.9 %
3. どちらかといえばそう思わない	198人	33.4 %	197人	25.9 %
4. そう思わない	105人	17.7 %	113人	14.8 %
小 計	592人	100 %	761人	100 %
9. 無 回 答	32人	—	24人	—
計	624人	—	785人	—

◆町会は自主的な活動をするべきだと思う人は減っている。

かといって、町会は自主的な活動をするべきだという意見については、前回調査と比較して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計が74.6%から65.4%へと低下しているため、町会活動に対して変化を求めていない層が増えているとも解釈できる。

問12 f 町会に対する意見：町会は自主的な活動をするべきだ

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. そう思う	86人	14.6 %	162人	21.6 %
2. どちらかといえばそう思う	299人	50.8 %	398人	53.0 %
3. どちらかといえばそう思わない	168人	28.6 %	148人	19.7 %
4. そう思わない	35人	6.0 %	43人	5.7 %
小 計	588人	100 %	751人	100 %
9. 無回答	36人	—	34人	—
計	624人	—	785人	—

◆地域コミュニティの単位としてふさわしい地域の範囲（広さ）について、校下（小学校区）を選択する人が減少して、町会を選択する人が増えている。

金沢市では小学校区の単位がコミュニティ単位となって強固な校下意識を形成してきたと評価されてきたが、市民の意識が確実に変化していることを示す結果が出ている。前回調査では、町会と小学校区を選択する人が45%ずつと拮抗していたが、今回調査では小学校区が3割に低下して、町会が6割になった。小学校の統廃合が進んだことが理由の一つかもしれないが、金沢市のコミュニティを考えるうえで、この結果からは、9年間のあいだに人びとのコミュニティに対する意識に大きな変化が起きているということができるだろう。

問14(1) 地域コミュニティの単位としてふさわしい地域の広さ

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 現在の町内会程度	343人	57.7 %	347人	45.2 %
2. 小学校下（校区）程度	200人	33.6 %	349人	45.5 %
3. 中学校下（校区）程度	30人	5.0 %	64人	8.3 %
4. その他	22人	3.7 %	8人	1.0 %
小 計	595人	100 %	768人	100 %
9. 無回答	29人	—	17人	—
計	624人	—	785人	—

◆町会が地域コミュニティの望ましい組織形態と回答する人が増えている。

コミュニティの範囲としての校下の比重が落ちていることが明らかになったが、望ましい地域コミュニティの組織についても、「従来の町会のような組織」

を選択する人が半数にまで増加した。

町会加入者が低下し、町会には加入しなくても良いという意見も増えるなか、町会は地域コミュニティの望ましい範囲であり、組織形態であると考えられている。町会は行政の末端組織であると思う人は減少したものの、自主的な活動をするべきという意見もまた前回調査に比べて減っている。この町会に対する市民のアンビバレント〔注：相反する感情を同時に抱くこと〕な意識傾向について、どう解釈するのが正しいのだろうか。そのヒントを得るために、つぎに市民と行政の役割分担についての質問項目を検討したい。

問14(2) 地域コミュニティの望ましい組織形態の形

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 従来の町会のような組織	288人	49.2 %	298人	39.0 %
2. 複数の町会が集まつた連合町会のような組織	122人	20.8 %	202人	26.5 %
3. 住民が自由に参加し、自主的に地域の将来を考える新たな組織	163人	27.8 %	257人	33.6 %
4. その 他	13人	2.2 %	7人	0.9 %
小 計	586人	100 %	764人	100 %
9. 無 回 答	38人	—	21人	—
計	624人	—	785人	—

◆市民と行政の役割分担については、ほとんどの項目で「市民がする」という回答が増えている。

前回調査と同様に、いろいろな項目にわたって市民と行政の役割分担のあり方について質問している。

「地域の高齢者に対する福祉サービスの提供」では、「どちらかといえば行政が行う」、「行政が行う」という意見の合計が、64.7 %から49.5 %へと減少し、「市民と行政の協働で行う」という意見が増加した。

問19 a 地域の高齢者に対する福祉サービスの提供

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	7人	1.1 %	4人	0.5 %
2. どちらかといえば市民が行う	22人	3.7 %	12人	1.6 %
3. 市民と行政の協働で行う	274人	45.7 %	255人	33.2 %
4. どちらかといえば行政が行う	160人	26.7 %	231人	30.1 %
5. 行政が行う	137人	22.8 %	265人	34.6 %
小 計	600人	100 %	767人	100 %
9. 無 回 答	24人	—	18人	—
計	624人	—	785人	—

「子どもの学校外の活動支援や見守り」では、「市民が行う」、「どちらかといえば市民が行う」という意見の合計が、30.7% から 43.9 % へと増加し、「市民と行政の協働で行う」という意見は 57.5 % から 49.2 % に減少した。

問19 b 子どもの学校外の活動支援や見守り

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	83人	13.9 %	47人	6.2 %
2. どちらかといえば市民が行う	179人	30.0 %	187人	24.5 %
3. 市民と行政の協働で行う	293人	49.2 %	439人	57.5 %
4. どちらかといえば行政が行う	23人	3.9 %	53人	6.9 %
5. 行政が行う	18人	3.0 %	37人	4.9 %
小 計	596人	100 %	763人	100 %
9. 無 回 答	28人	—	22人	—
計	624人	—	785人	—

「文化活動の開催や生涯学習などの講座の開講」では、「どちらかといえば行政が行う」、「行政が行う」という意見の合計が、38.7 % から 26.2 % へと減少し、「市民と行政の協働で行う」という意見にほとんど変化はない。

問19 c 文化活動の開催や生涯学習などの講座の開講

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	18人	3.1 %	16人	2.1 %
2. どちらかといえば市民が行う	98人	16.6 %	59人	7.7 %
3. 市民と行政の協働で行う	319人	54.2 %	392人	51.5 %
4. どちらかといえば行政が行う	94人	16.0 %	204人	26.8 %
5. 行政が行う	60人	10.2 %	91人	11.9 %
小 計	589人	100 %	762人	100 %
9. 無 回 答	35人	—	23人	—
計	624人	—	785人	—

「生活道路の除雪・排雪」では、「どちらかといえば行政が行う」、「行政が行う」という意見の合計が、45.0 %から35.4 %へと減少した。「市民と行政の協働で行う」との回答を約半数が選択しており、これは前回調査とほとんど変化はない。

問19 d 生活道路の除雪・排雪

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	25人	4.2 %	21人	2.7 %
2. どちらかといえば市民が行う	66人	11.0 %	48人	6.2 %
3. 市民と行政の協働で行う	297人	49.5 %	355人	46.1 %
4. どちらかといえば行政が行う	109人	18.2 %	144人	18.7 %
5. 行政が行う	103人	17.2 %	202人	26.3 %
小 計	600人	100 %	770人	100 %
9. 無 回 答	24人	—	15人	—
計	624人	—	785人	—

「地域の清掃活動」では、「市民が行う」、「どちらかといえば市民が行う」という意見の合計が、42.1 %から52.2 %へと増加し、「市民と行政の協働で行う」という意見は減少している。

問19 e 地域の清掃活動

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	85人	14.2 %	86人	11.3 %
2. どちらかといえば市民が行う	227人	38.0 %	235人	30.8 %
3. 市民と行政の協働で行う	244人	40.9 %	361人	47.2 %
4. どちらかといえば行政が行う	20人	3.4 %	45人	5.9 %
5. 行政が行う	21人	3.5 %	37人	4.8 %
小 計	597人	100 %	764人	100 %
9. 無 回 答	27人	—	21人	—
計	624人	—	785人	—

「地域の公園や広場の整備・管理」は、前回調査の結果とほとんど変化は見られなかった。

問19 f 地域の公園や広場の整備・管理

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	15人	2.5 %	26人	3.4 %
2. どちらかといえば市民が行う	65人	10.8 %	75人	9.8 %
3. 市民と行政の協働で行う	280人	46.6 %	359人	47.0 %
4. どちらかといえば行政が行う	157人	26.1 %	193人	25.3 %
5. 行政が行う	84人	14.0 %	111人	14.5 %
小 計	601人	100 %	764人	100 %
9. 無 回 答	23人	—	21人	—
計	624人	—	785人	—

「地域の防火・防災・防犯活動」では、「どちらかといえば行政が行う」、「行政が行う」という意見の合計が、39.8 %から19.3 %へと大幅に減少し、「市民と行政の協働で行う」という意見が47.0 %から61.7 %へと増加している。

問19 g 地域の防火・防災・防犯活動

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	27人	4.5%	37人	3.4%
2. どちらかといえば市民が行う	87人	14.5%	112人	9.8%
3. 市民と行政の協働で行う	370人	61.7%	469人	47.0%
4. どちらかといえば行政が行う	59人	9.8%	80人	25.3%
5. 行政が行う	57人	9.5%	61人	14.5%
小 計	600人	100%	759人	100%
9. 無 回 答	24人	—	21人	—
計	624人	—	785人	—

◆まちづくりの方向やルールの策定を行うのは行政という意見が増えている。

ここまで結果を見ると、どの項目に関しても前回調査と比較して、行政ではなく市民が行う、あるいは協働で行うという回答が増えている。地域に関することは自分たちの手でという市民自治の考え方が市民に根づいてきたとも言えるだろう。

しかし、唯一、「まちづくりの方向やルールの策定」という項目に関しては、「どちらかといえば行政が行う」、「行政が行う」という意見の合計が、15.8%から22.7%へと増加し、「市民と行政との協働で行う」という回答も減少している。これについては、市民が積極的に市政運営に参加し、市民と行政が協力しあいながらまちづくりを進める「協働のまちづくり」の推進という協働推進条例に定められた内容が、今ひとつ市民に認識されていない結果とも読める。

問19 h まちづくりの方向やルールの策定

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 市民が行う	17人	2.9%	44人	5.8%
2. どちらかといえば市民が行う	84人	14.0%	106人	13.9%
3. 市民と行政の協働で行う	362人	60.4%	491人	64.5%
4. どちらかといえば行政が行う	76人	12.7%	77人	10.1%
5. 行政が行う	60人	10.0%	43人	5.7%
小 計	599人	100%	761人	100%
9. 無 回 答	25人	—	24人	—
計	624人	—	785人	—

◆協働推進条例（平成17年4月施行）の認知度は低下している。

実際に、協働推進条例の認知度は前回調査の結果と比較しても低下しており、「知らない」という回答が75%にもものぼる。

問18 協働推進条例の認知度

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
1. 知っている	14人	2.4%	41人	5.3%
2. 言葉は聞いたことがあるが 内容はわからない	136人	22.6%	202人	26.0%
3. 知らない	451人	75.0%	535人	68.7%
小 計	601人	100%	778人	100%
9. 無 回 答	23人	—	17人	—
計	624人	—	785人	—

◆協働を推進するための各事業もほとんど知られていない。

さらに協働推進のための各事業の認知度を尋ねた結果も、全ての項目で低い。もっとも良く知られている「金沢学生のまち市民交流館」でも2割程度の認知度である。

問17 市の事業の認知度（上段：人数、下段：割合）

	1. よ く 知 つ て い る	2. ま あ 知 つ て い る	3. あ ま り 知 ら い	4. ま つ た く 知 ら い	小 計	9. 無 回 答	計
問17a パブリックコメント手続き (意見公募手続き)	13人	38人	168人	390人	609人	15人	624人
	2.1%	6.3%	27.6%	64.0%	100%	—	—
問17b 協働のまちづくり チャレンジ事業	14人	66人	195人	334人	609人	15人	624人
	2.3%	10.8%	32.0%	54.9%	100%	—	—
問17c 市民協働サポート保険	17人	56人	168人	368人	609人	15人	624人
	2.8%	9.2%	27.6%	60.4%	100%	—	—
問17d e広見ブログシステム	3人	15人	154人	434人	606人	18人	624人
	0.5%	2.5%	25.4%	71.6%	100%	—	—
問17e 協働をすすめる市民団体 登録制度	3人	18人	161人	425人	607人	17人	624人
	0.5%	3.0%	26.5%	70.0%	100%	—	—
問17f 協働をすすめる ハンドブック	3人	17人	142人	444人	606人	18人	624人
	0.5%	2.8%	23.4%	73.3%	100%	—	—
問17g 金沢学生のまち市民交流館	19人	116人	171人	301人	607人	17人	624人
	3.1%	19.1%	28.2%	49.6%	100%	—	—
問17h 市民協働と交流のつどい (協働フェスタ)	5人	48人	177人	377人	607人	17人	624人
	0.8%	7.9%	29.2%	62.1%	100%	—	—

◆市の事業の情報源として、テレビが減ってインターネットが増えている。

市民は、市の事業について何を情報源としているのだろうか。最も多いのは「新聞」で、つぎに「回覧板」という結果であった。前回調査との比較では「テレビ」が減少して「インターネット」が増加している。広報のあり方について見直していくことが求められる。

問16 市の事業の情報源

	平成27(2015)年		平成18(2006)年	
	人 数	割 合	人 数	割 合
問16. 3 新 聞	417人	76.6 %	556人	72.9 %
問16. 7 回 覧 板	377人	61.1 %	471人	61.7 %
問16. 1 テ レ ビ	346人	56.1 %	483人	63.3 %
問16. 4 地域情報誌などの雑誌	181人	29.3 %	183人	24.0 %
問16. 5 チラシ(パンフ)	144人	23.3 %	169人	22.1 %
問16. 6 インターネット	114人	18.5 %	50人	6.6 %
問16. 9 人 の 話	105人	17.0 %	165人	21.6 %
問16. 2 ラ ジ オ	83人	13.5 %	121人	15.9 %
問16. 8 掲 示 物	65人	10.5 %	85人	11.1 %
問16. 10 そ の 他	9人	1.5 %	23人	3.0 %
計	1,841人	307.4 %	2,306人	302.2 %

◆市民活動の自主性と行政の間接的な支援が求められている。

ここからは、今回調査で新たに質問に加えた市民活動に関する調査結果について検討する。

市民活動と行政のあり方については、「行政は市民活動の自主性を尊重しながら、間接的な支援を心がけるべきである」という意見が75%の人に支持されている。

問20 市民活動と行政のあり方

	平成27(2015)年	
	人 数	割 合
1. 市民活動は自主的かつ自立的におこなう活動であり、行政は介入すべきではない	19人	3.3%
2. 行政は市民活動の自主性を尊重しながら、間接的な支援を心がけるべきである	426人	74.6%
3. 行政は市民活動に積極的に関与し市民活動を育成していくべきである	126人	22.1%
小 計	571人	100%
9. 無回答	53人	—
計	624人	—

◆市民活動に参加したことのない人が半数いる。

現在どんな市民活動をしているか尋ねた質問に対して、「市民活動に参加したことがない」と回答した人が半数いる。活動をしている人の中では、「体育、スポーツ、文化芸術に関する活動」、「自然、環境保護に関する活動」と続く。

	平成27(2015)年		
	人 数	割 合	問20の計624人 中の選択割合
問23 (1. 7) 現在している市民活動：市民活動に参加したことがない	302人	36.0%	49.8%
問23 (1. 3) 現在している市民活動：体育、スポーツ、文化芸術に関する活動	155人	18.5%	25.5%
問23 (1. 4) 現在している市民活動：自然、環境保護に関する活動	124人	14.8%	20.4%
問23 (1. 5) 現在している市民活動：地域活性化、まちづくりに関する活動	104人	12.4%	17.1%
問23 (1. 1) 現在している市民活動：社会福祉、保健、医療等に関する活動	75人	8.9%	12.4%
問23 (1. 2) 現在している市民活動：次世代育成に関する活動	65人	7.7%	10.7%
問23 (1. 6) 現在している市民活動：その他	15人	1.8%	2.5%
計	840人	100%	138.4%

◆必要だと思われる市民活動と実際にやっている活動は違う。

ついで、全ての人を対象に必要だと思われる市民活動について尋ねた結果では、「社会福祉、保健、医療等に関する活動」を選択した人が4割にのぼる。

実際にしている市民活動と必要度が高いと考えられている活動とは異なることが明らかとなった。

問22 必要だと思われる市民活動

	平成27(2015)年	
	人 数	割 合
1. 社会福祉、保健、医療等に関する活動	248人	42.4 %
5. 地域活性化、まちづくりに関する活動	134人	22.9 %
2. 次世代育成に関する活動	89人	15.2 %
4. 自然、環境保護に関する活動	55人	9.4 %
3. 体育、スポーツ、文化芸術に関する活動	47人	8.0 %
6. その 他	12人	2.1 %
小 計	585人	100 %
9. 無 回 答	39人	—
計	624人	—

◆市民活動に参加しない理由の1位は「きっかけや機会がないこと」。

市民活動に参加していない人は半数であったが、その理由を尋ねたところ、「きっかけや機会がない」と回答した人が2割で最も多かった。「忙しくて時間がない」人や「関心や興味がない」人を活動に促すことは難しいかもしれないが、「活動に関する情報が得られない」という人も1割存在するため、適切な情報提供やきっかけ作りが必要と思われる。



NPO法人 石川県茅葺き文化研究会の活動の様子
(協働のまちづくりチャレンジ事業採択団体)

問23(4) 市民活動に参加しない理由

	平成27(2015)年	
	人 数	割 合
2. きっかけや機会がない	65人	21.0 %
6. 忙しくて時間がない	51人	16.5 %
1. 関心や興味がない	48人	15.6 %
10. 特に理由はない	43人	13.9 %
9. 健康上の理由からしたくてもできない	29人	9.4 %
3. 活動に関する情報が得られない	28人	9.1 %
7. 生活にゆとりがない	21人	6.8 %
4. 一緒に活動する仲間がいない	10人	3.2 %
11. その 他	10人	3.2 %
8. 家族や会社などの理解が得られない	3人	1.0 %
5. 活動の場所がない	1人	0.3 %
小 計	309人	100 %
98. 非 該 当	288人	—
99. 無 回 答	27人	—
計	624人	—

◆現在はしていなくても、今後市民活動に参加したい人が4割弱存在する。

市民活動を現在していなくても、今後は「とても参加してみたい」、「ある程度参加してみたい」と回答した人は、合計で4割近くになる。この人たちに活動に参加してもらえるように促していく方法を考えていかねばならない。

問23(5) 今後市民活動に参加したいか

	平成27(2015)年	
	人 数	割 合
1. とても参加してみたい	4人	1.3 %
2. ある程度参加してみたい	115人	36.4 %
3. あまり参加したくない	152人	48.1 %
4. まったく参加したくない	45人	14.2 %
小 計	316人	100 %
8. 非 該 当	287人	—
9. 無 回 答	21人	—
計	624人	—

◆市民活動をするうえで困っていることへの対応については、市民への活動の理解の促進が必要。

市民活動をするうえで困っていることは、上位（「困っている」、「どちらかといえば困っている」の合計）から、「自分たちではどうすることもできないことがある」、「市民活動の輪が広がらない」、「市民活動における評価が低い」、「情報の不足」と続く。「自分たちではどうすることもできないことがある」という選択肢は抽象的で具体的な内容が何かがわからないものの、市民活動への重要性への理解を幅広く市民に深めることが政策的に重要であると思われる。

問23(3) 市民活動をするうえで困っていること（上段：人数、下段：割合）

	1. 困 つ て い る	2. 困 つ て い る ど ち ら か と い え ば	3. 困 つ て い ない ど ち ら か と い え ば	4. 困 つ て い ない	小 計	8. 非 該 当	9. 無 回 答	計
問23 (3.a) 情報の不足	25人 8.7%	96人 33.4%	120人 41.8%	46人 16.0%	287人 100%	304人 —	33人 —	624人 —
問23 (3.b) 講習会や研修会などの機会が少ない	18人 6.2%	69人 23.8%	149人 51.4%	54人 18.6%	290人 100%	304人 —	30人 —	624人 —
問23 (3.c) 周囲の理解があまり得られない	9人 3.1%	54人 18.6%	134人 46.2%	93人 32.1%	290人 100%	304人 —	30人 —	624人 —
問23 (3.d) 受け入れる側の理解が得られない	9人 3.2%	56人 19.6%	152人 53.3%	68人 23.9%	285人 100%	305人 —	34人 —	624人 —
問23 (3.e) 仕事をする上で支障をきたす	18人 6.3%	64人 22.5%	122人 42.8%	81人 28.4%	285人 100%	305人 —	34人 —	624人 —
問23 (3.f) 活動の拠点が不足	27人 9.5%	64人 22.4%	132人 46.3%	62人 21.8%	285人 100%	305人 —	34人 —	624人 —
問23 (3.g) 資金不足	31人 10.9%	80人 28.2%	121人 42.6%	52人 18.3%	284人 100%	305人 —	35人 —	624人 —
問23 (3.h) 自分たちではどうすることもできないことがある	39人 13.7%	104人 36.5%	96人 33.7%	46人 16.1%	285人 100%	305人 —	34人 —	624人 —
問23 (3.i) リーダーやコーディネーターが不足	29人 10.1%	101人 35.3%	109人 38.1%	47人 16.5%	286人 100%	305人 —	33人 —	624人 —
問23 (3.j) 市民活動の輪が広がらない	31人 10.9%	109人 38.4%	105人 37.0%	39人 13.7%	284人 100%	305人 —	35人 —	624人 —
問23 (3.k) 市民活動における評価が低い	26人 9.2%	98人 34.9%	107人 38.1%	50人 17.8%	281人 100%	303人 —	40人 —	624人 —

◆今後市民活動を活性化させていくために行政からの支援が必要。

今後市民活動を活性化させていくために必要な行政からの支援を具体的に尋ねている。その結果は、全ての項目において必要度が高いという回答であった。「必要である」との回答の上位から、「市民が気軽に活動を体験できる場や機会の提供」、「市民活動の拠点となる場所の提供」の順であった。

問21 市民活動を活性化させていくために必要な行政からの支援

(上段：人数、下段：割合)

	1. 必要 で ある	2. 必 要 で ある と い え ば	3. 必 要 で な い と い え ば	4. 必 要 で な い	計
問21 a 市民が気軽に活動を体験できる場や機会の提供	194人 32.3%	346人 57.7%	45人 7.5%	15人 2.5%	600人 100%
問21 b 市民活動への理解と参加を促すための広報・啓発活動	155人 26.0%	353人 59.2%	71人 11.9%	17人 2.9%	596人 100%
問21 c 活動団体や市民活動に関する情報の収集と提供	132人 22.4%	373人 63.4%	67人 11.4%	16人 2.7%	588人 100%
問21 d 市民活動に対する資金援助	182人 30.4%	310人 51.8%	80人 13.4%	26人 4.3%	598人 100%
問21 e 市民活動に必要な備品や機材の提供	178人 29.9%	348人 58.4%	55人 9.2%	15人 2.5%	596人 100%
問21 f 市民活動の拠点となる場所の提供	191人 32.2%	329人 55.5%	59人 9.9%	14人 2.4%	593人 100%
問21 g 市民活動団体などが交流・連携を図るためのネットワークの構築	135人 23.0%	356人 60.5%	80人 13.6%	17人 2.9%	588人 100%
問21 h 市民活動に関する相談窓口の設置や助言などを行う仕組みの構築	168人 28.4%	353人 59.6%	57人 9.6%	14人 2.4%	592人 100%
問21 i 市民活動メンバーの能力向上のための研修会の開催	111人 18.7%	340人 57.2%	115人 19.4%	28人 4.7%	594人 100%

◆まとめ

9年前の前回調査と比較して、町会活動やコミュニティに対する市民意識はかなり変化していることがわかった。金沢市の地域活動の基盤となる町会は、行政の下請け団体ではないという意見が増えたものの、町会は回覧板やゴミステーションの管理のような従来からの活動を継続するべきで、自主的な活動に

取り組む必要性はないと思われている。

マンション居住者や外国人居住者数の増加からか、町会への加入は必ずしも強制されるべきではないという意見も前回より増えている。

いくつかの町会がまとまつた町会連合会が校下の単位を構成しているが、この校下が何をしている団体か市民には見えなくなってきた。町会より大きな単位での活動は、NPO 法人や NPO に移行しつつあると言えるかもしれない。その理由として、市民と行政との役割分担に関する質問で「市民が行う」という回答が増えており、これは町会や校下単位での活動がイメージされているわけではないようだ。

「地域の高齢者に対する福祉サービスの提供」はコミュニティカフェのような自主的サロン活動の増加、「子どもの学校外の活動支援や見守り」はスクールサポーターの活動の増加などが目に見えるレベルで身近な市民活動と認識されるようになったのであろう。この意味で、市民意識と市民活動の実態とが合致してきたといえる。

しかし、「まちづくりの方向やルールの策定」といった今後市民が積極的に関与していく必要のある項目については、行政任せの姿勢が見られる。市民と行政との「協働」については、条例の認知度も低い状況でもあり、現在は過渡的な段階にあるのかもしれない。

市民活動をしていなくても、今後は参加してみたいという市民も 4 割近くいるため、市の協働事業の認知度を高め、参加者を増やすことが望まれる。

現在活動している人は、「市民活動の輪が広がらない」、「情報の不足」、「活動の拠点が不足」といったことに困っており、行政から必要な支援として、「市民が気軽に活動を体験できる場や機会の提供」や「拠点となる場所の提供」を望んでいる。

これは、市民活動をサポートする中間支援的機能を市民が求めているということであり、この機能が整備されることで、テーマ型の NPO 活動だけでなく町会や校下活動といった地縁型活動も活性化する。さらに、地縁型活動とテーマ型活動とが協働して個性を活かしながらコミュニティの複雑な問題に対応できるように、行政が支援体制を作っていくことが新たな計画では期待される。

3 協働をすすめる市民会議委員等の意見

(1) 金沢市新協働推進計画の策定にあたっては、『現状の課題を踏まえ、将来を見据えたもの』とするために、本市と協働のまちづくりに取り組んでいる「協働をすすめる市民会議委員」や「金沢学生のまち市民交流館コーディネーター」等の意見を十分に反映、考慮したものとする。

(2) 主な意見

- ・ 協働をすすめる市民会議については、協働に係る自主的かつ積極的な活動を一層推進し、かつ本人の自発的な意思を尊重するために、任期を経過した委員やアドバイザーのうち、継続して活動を希望するメンバー等で構成される「(仮称) 協働をすすめる市民会議・活動グループ」を設置し、協働をすすめる市民会議に委託された事業について、市民会議と協働で実践したり、アドバイスをしたりする役割を果たさせるのがよい。
- ・ 重点戦略計画に掲載の「市民活動サポートセンターの設置」については、石川県が所管しているNPO法人の認証事務（但し、認定NPO法人に係る認定事務は除く。）のうち、「金沢市を主たる所在地」とする団体分については、金沢市で認証を行う必要がある。そうでなければ、このようなセンターを設置する必要性を見いだしにくい。
- ・ 平成27（2015）年10月、複数のNPO法人が石川県に対して、現在の「石川県NPO活動支援センター」の機能の一部を加賀・能登方面に移管するよう提言しており、上記、NPO法人認証事務の金沢市への一部委譲は、そのような方向性とも合致している。
- ・ 認証事務については、15年にわたり石川県の認証事務をサポートしてきたNPO法人がいるので、金沢市に業務が移管された場合にも、同様に一体となって専門性を深めていくのがよい。
- ・ 団体の育成については、例えば、団体間のマッチングや事務処理件数等により報酬が支払われるなど、構成員の能力や結果が求められる「出来高集団」のような扱い手を育成する必要性を感じる。
- ・ 人材育成については、これまで体系的に行うことのなかった市民向けの研修として「(仮称) 金沢市市民活動初任者研修」を実施し、地域に根ざした経験者や専門家による市民活動の基礎知識の習得を中心に、「相談（相談に対する適切な助言等に関する事項）」・「認証（法律、条例、登記等に関する事項）」・「発信（SNS等を活用した情報提供等に関する事項）」の三部門について、エキ

スパート集団を構成していき、地域の需要に対してワンストップサービスで対応するのがよい。

※ワンストップ「一ヵ所で用事が足りる」

- ・ 上記初任者研修修了者は、「金沢市市民活動サポーター」として、金沢ボランティアガイド「まいどさん」のように広く認知されるまで広報等を行っていく必要がある。そうでなければ、このような「相談にのれる人がいる」という情報を地域が得ることができず、結局、育成しても活用されず、意味のないことになってしまう。
- ・ 市民活動サポートセンターの設置においては、パブリックコメントの情報や政策形成過程のワークショップの情報等が閲覧できるページを市民活動サポートセンターのウェブサイトに入れ込むなど、情報を集約するのがよい。
- ・ また、現在の金沢市ウェブサイトの「町会・地域コミュニティ情報」について、未だ市民活動や町会活動の情報源になり得るボリュームには到っていないように見受けられるので、その内容を充実させるとともに、活性化するための広報活動やブログのある団体への利用の呼びかけを行うのもよい。さらに協働のまちづくりチャレンジ事業受託団体には自己のブログでの進捗状況等の情報発信を義務付ける方法もある。
- ・ 学生のまち市民交流館は「利用しやすい協働センター」とは未だ言えない気がしており、市民活動サポートセンターの設置とあわせて「NPO 法人認証事務」を追加することで、市民団体の各種ニーズの把握ができるようになることを期待したい。
- ・ NPO 等の組織が市民等から広汎な支持を得られるように、例えば NPO の組織基盤強化のための研修事業（コミュニティ・オーガナイジング、広報、ファンドレイジングなど）を開催するのがよい。

※コミュニティ・オーガナイジング「市民の力で自分たちの社会を変えていくための方法や考え方」

※ファンドレイジング「単なる資金調達にとどまらず、共感をマネジメントしながら組織と財源を成長させる力」

- ・ 仕事としてまちの課題解決に取り組みたい人材の発掘方法として、今年度交流館で実施した「ソーシャルビジネスのがっこう」を開催してはどうか。

※ソーシャルビジネス「地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むもの」

- ・ 市内で活動している複数の中間支援組織が一堂に会して、今後の金沢における中間支援組織のあり方について意見交換する場を設けたり、連携推進を目的

に事業を協働で実施したりすることが有効だと考える。

※中間支援組織「地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをし、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」

- ・ 仮に市民活動サポートセンターが金沢学生のまち市民交流館に設置されれば、全ての市民活動をサポートするというよりは、学生と協働意思のある団体や、学生にとって模範となる市民団体、マッチング性の高い団体、学生のまちの推進に共感する団体等に積極的に利用してもらえるようにするのが良い。
- ・ また、コーディネーターの定義を明確化したうえで発掘・育成を検討する必要があると考える。例えば、学生のまち市民交流館のコーディネーターを想定した場合には、学生のまちづくり活動や市民活動の応援・アドバイス（課題の的確な判断、必要時に多様な人材や資金等の情報を提供）、相談者への平等な応対、専門領域（ネットワークやスキル）を活用した対応やマッチング（多彩なステークホルダーと良好な関係性が構築できていることが前提）ができるなどの素質が必要ではないかと考える。

※ステークホルダー「利害関係者」

- ・ 加えて、学生のまちづくり活動に必要なスキル（企画力や情報発信、組織マネジメント等）があり、学生が相談しやすい（口出ししすぎず、放任しすぎず、伴走する）人材が適任である。
- ・ 上記の素質にはレベルがあるので、ループリックのようなものを作成し、目指すべきコーディネーター像を明確にしたうえで、目標・KPI設定をする必要があると考える。

※ループリック「評価基準」

※KPI「重要業績評価指標」

- ・ 人材発掘には費用を惜しまず、選定も時間をかけて行う必要がある。特に育成に関しては座学だけでなく、実践を交えたものが良いと考える。
- ・ 現状、積極的理由でまちづくりに関わろうとしている市民団体をみると、年齢的に【中壮年層】の割合が多いように思う。時間的にも金銭的にも余裕のある層が自身の経験値をまちづくりに生かすことはとてもポジティブなことである一方、直面している問題や課題に偏りがあるのも事実である。長いスパンでまちづくりを捉えた場合、現状の計画が目指す市民団体間の連携や地域コミュニティの活性化だけでは保守的になる傾向もうかがえる。そこで10～30代の若年・青年層や企業のCSR（企業の社会的責任）部門を巻き込むことにより得

られる「斬新なアイデア」を協働で実現していくために、例えば35歳以下の「行政、民間、NPO、フリーランス等に属する県内在住者」で構成される『若者会議』を定期的に実施することで、多彩な社会課題にアプローチしたまちづくり、文化活動等を行える、といった仕組みを市民活動サポートセンターに組み込むのがよい。

※フリーランス「特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主もしくは個人企業法人」

〔参考〕

小布施若者会議 <http://obuse-conference.jp/>

若者会議 U35 <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000071812.html>

- ・ 情報が氾濫している現代では、単に発信するだけでは「ただの文字列」にすぎない。例えば、行動につながるための仕組として「金沢学生のまち市民交流館のホームページ」を随時更新し、リアルタイムで“生きた情報が見られる”ようにしたり、市民レポーターを募集して、市民目線で“気になる隠れたまちの魅力”を発信してもらったり、SNSのクーポンを活用してユニークな企画を実施したりするなど、情報を拡散することで思わず参加したくなる、興味を持つてもらえる広報戦略を検討する必要がある。

〔参考〕

八戸ポータルミュージアムはっち <http://hacchi.jp/>

- ・ 協働をすすめる市民会議の活動、協働のまちづくりチャレンジ事業、市民協働と交流のつどいなど、金沢市の協働の取組はとてもよいと感じる。その一方、もう少し、団体間の横のつながり、ネットワークの形成を意識した事業を展開することによって、広報面や集客面、効率面や反響面が向上すると思う。
- ・ 金沢のまちづくりの特徴は、町会の活動が縦糸だとすれば、市民のまちづくり活動やボランティア活動は横糸に相当するものである。活動に従事する市民の中には、その熱意やスキルを町会で生かす機会がないと感じている方も多いと思うが、そのような方は町会の活動に参加したり、町会長として地域の活動に従事したりすることで、色々な経験を通したスキルアップが図られるとともに、コーディネーターとして町会と団体との連携を推進させる横糸としての役割を十分に果たせるようになると考える。

4 市民協働の課題と取り組むべき事項

金沢市協働推進計画に基づき実施してきた各種施策の進捗状況、意識調査の結果、協働をすすめる市民会議委員等からの意見等について検討した結果をもとに、今後、取り組むべき事項について列記した。

主 な 課 題		主 な 取 り 組 み 事 項
1	協働の担い手となる人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材発掘の機会の確保及び協働の推進に必要な知識や体験の場の提供 ・ボランティア大学校との事業連携 ・市民一人ひとりの協働意識の醸成
2	協働のまちづくり活動に対する支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ資金融資等の支援制度の研究 ・多様な主体による連携事業に対する支援制度の拡充
3	NPO法人認証に係る事務処理移管の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務の実態の把握 ・移管に伴う影響の確認等
4	団体間の調整役等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・本市職員や市民向け研修の充実等 ・コーディネーター育成制度の充実 ・中間支援体制の拡充
5	団体間の連携や交流促進の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が定期的に参集する場づくり ・イベント実施による交流の促進
6	行動につなげる情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページの改定 ・SNS等の効果的な活用 ・新たな表彰制度の創設
7	既存事業の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果、支援対象の再検討等



NPO かなざわ創造塾「鼎」と龍王組 八方睨獅子保存会の活動の様子
(協働のまちづくりチャレンジ事業採択団体)

第4 本市の市民協働の将来像と基本方針

1 本市の市民協働の将来像

地域社会に暮らす市民は、地域の公共課題と直接的な関係にあり、その課題に関わることで、解決に向けた知識や経験を育むとともに、地域への愛着や誇りを醸成していくことを通して、地域の自治力を向上させてきた。金沢にはこのように公私協働のもと、市民の自主性と独自性により課題を解決してきた伝統がある。

この特性を生かし、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と行政が信頼し合い、情報を共有し、協力し合うことにより、市民が持つ企画力や行動力が十分発揮できるまちづくりを推進するために、これまで金沢市協働推進計画の基本方針や施策の方向性に基づき、市民とともに様々な施策に取り組んできた。

しかし、近年の少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来、東日本大震災を教訓とした安全・安心意識の高まりなど社会環境や市民意識の著しい変化に伴い、一層多様化・高度化する地域課題に的確に対応していくためには、これまで以上に市民一人ひとりが自立し、自覚と責任を持って、行政と交流・連携して対等の立場でまちづくりに当たることが必要である。

そこで、行政はこのような市民の交流等を支援するなど、市民が自ら果たすべき役割を自覚して、積極的かつ主体的にまちづくりに参画するとともに、行政と連携のもと、各自の力を十分に発揮できるような環境を整備していくために、以下の将来像を掲げることとする。

将来像：自立した市民との交流・連携による協働のまちづくり

2 基本方針

多様化、高度化していく地域課題に的確に対応し、将来像である『自立した市民との交流・連携による協働のまちづくり』を実現するために、以下の事項を基本方針とする。

(1) 市民等の育成や活動の支援

市民ニーズが拡大し、地域課題が一層、多様化、複雑化していく一方、自分の経験やスキルを生かし、市民活動に参加したい、公的な課題の解決に向けて自らの役割を果たしたいと希望する市民が一定数存在していることが意識調査の結果から推測できる。

そこで、今後は、地域において主体性を持って一定の役割を担い、又率先してその役割を果たす市民や団体（市民等）の発掘、育成等に取り組むほか、このような市民等の活動内容の向上や組織基盤の整備に向けて支援を検討することとする。また、人材面や活動面等における支援拠点として「市民活動サポートセンター」の機能の具現化を推進する。

(2) 市民等の交流や連携の促進

現在でも、町会等の地縁組織、NPO 法人や市民活動団体等の機能組織、個人ボランティア、学生等との連携のもと、協働によるまちづくりに取り組んでいるところであるが、今後一層、複雑化する課題について、多様な担い手がそれぞれ対等の立場で、お互いの役割を認識して、協力して解決に当たっていくために、これら団体間の連携や調整を担うコーディネーター等の人材育成を図るほか、連絡会議等の開催を通して更なる交流連携の促進に努める。

(3) 市民等に向けた情報の収集と提供

市民等は多様な手段を活用して、所属団体等に関する情報を発信しているが、情報の受け手側からすると、団体の活動目的や内容、組織形態等について「新鮮かつ正確な情報に迅速にたどりつける」ことが第一の目的となる。そこで市民等の生きた情報をホームページや SNS など多様な媒体を用いて、国内外に隨時発信していくことで、公共の課題に取り組む市民等のすそ野の拡大を図る。

3 施策の方向性

三つの基本方針に基づき、今後展開していく施策の方向性については以下のとおりとする。

基本方針 1 市民等の育成や活動の支援

① 人材の発掘・育成・集積

各種団体や行政等と連携して公共の課題に取り組む市民等を発掘するとともに、市民等への当事者意識の醸成やスキルアップを図りながら、「(仮称)協働人材バンク」の登録者を集積させていくことで、各地域が特定分野の専門家にワンストップでアクセス可能とし、最終的に、課題に対する連携協力体制が構築できる環境を整備していく。

② 団体の基盤や活動の強化・拡充

市民活動団体等については資金面での支援が得られない結果、その意思に反して、解散や休眠を余儀なくされるところも少なくないことから、寄附や融資制度など、団体の基盤や活動の強化等につながる支援のあり方を研究するほか、団体間の交流連携を通して課題解決を目指す「交流事業」への助成等についても検討していく。

③ 活動支援拠点の充実

重点戦略計画に掲げられている「市民活動サポートセンター」の設置については、当面の間、金沢学生のまち市民交流館に設置することを前提に、協働をすすめる市民会議委員等を中心に今後の具体的施策等についての調査や現在の団体登録制度の見直し等を通して、市民等の活動支援拠点としての利活用を促進していく。また、NPO 法人や NPO の活動内容の把握やこれら団体との協働事業の拡充等を目的とした『NPO 法人の認証事務の移管』についても研究を進める。

基本方針2 市民等の交流や連携の促進

① 市民等の調整役の育成

各地域が有する公共の課題について、情報を共有し解決に向けた手法を検討していく際に、地域と市民等を結びつけ、また交流等を促す「調整役」の育成に努める。

② 中間支援体制の強化

金沢学生のまち市民交流館は、地域、NPO等、学生、企業等の交流を促進するとともに、その活動を支援し、相談に応ずる「中間支援」としての機能を果たしているが、今後も、地域やNPO等のニーズに迅速に対応するためにコーディネーターの自己研鑽を推奨するとともに、将来のコーディネーターとなる人材の発掘・育成等を行うなど、中間支援体制の強化に努める。

③ 交流連携の仕組みの構築

コーディネーターが市民等の間での情報共有を促し、交流促進を図るなど、そのネットワーク化を推進することで、地域における専門的かつ複合的な公共の課題に対応できる仕組みを構築していくとともに、各種団体が協働で「交流のつどい」を企画運営するなど市民等の専門性や信頼度の向上に資するように努める。

基本方針3 市民等に向けた情報の収集と提供

① 協働に関する情報の収集

市民等が他団体の組織体制や活動内容、その他コーディネーターの情報等について、必要時に、容易かつ迅速に取得することができるよう、隨時、これら情報の収集及び更新に努める。

② 多様な広報媒体の活用

ホームページやSNS、新しい表彰制度等を活用、連係し、国内外に情報を発信することで、市民等の活動内容を広報周知するとともに、団体間の連携協力や交流の促進に努める。

③ 効果的な広報

市民等が自らの情報を広報するために利用する広報媒体等について、閲覧者が発信者の情報を正しく理解することにより、活動内容等に共感を覚え、それを契機に活動への参画や人的・物的・資金的支援につながるように、各種媒体の効果的な作成方法や利用方法等の検討、支援に努める。



協働のまちづくりファシリテーター講座（かなざわコミュニティ・コーディネーター育成事業）の様子

第5 新協働推進計画の具体的施策と推進体制

1 今後取り組むべき具体的施策

前述の基本方針及び施策の方向性に基づき、今後5年間で取り組むべき事項について検討した。

基本方針		1 市民等の育成や活動の支援
施策の方向性と具体的施策		内 容
人材の発掘・育成・集積	① 人材発掘養成講座の実施	金沢ボランティア大学校と連携し、NPO法人や市民活動団体の代表等を講師とした人材発掘養成講座を実施します。
	② シビックプライドの醸成	金沢への誇りと愛着の醸成を通して、まちづくりに取り組む市民等の発掘や育成に努めます。
	③ 個人ボランティア登録制度の実施	金沢ボランティア大学校と連携し、まちづくり活動への従事を希望する市民等を登録し、チラシやウェブサイト等による広報に取り組みます。
	④ 外部講師招聘費用の助成	市民等がまちづくり活動に関する講師を招聘する場合、一定の条件のもと、その費用の一部を助成することを検討します。
団体の基盤や活動の強化・拡充	① 交流連携事業費の助成	町会やNPO法人、学生等が連携して行う交流事業に対して、その費用の一部を助成することを検討します。
	② 講座の実施や寄付制度の創設	団体の設立や活動に要する資金を調達する手法を学ぶ講座の実施や寄付制度の創設等について検討します。
	③ 市民協働サポート保険の広報周知	ボランティア活動など公益活動中におけるケガの費用等を補償する保険制度があることを市民等にあらためて広報周知します。
	④ 協働団体登録制度の充実	登録希望団体が容易に申請、かつ登録の効果を実感できる内容に改善するほか、制度の広報周知に取り組みます。
活動支援拠点の充実	① 市民活動サポートセンターの設置	サポートセンターが担う機能（育成・コーディネート・情報提供）の具現化策を研究、検討する会を設置するなど、平成30年度の開設に向けて取り組みます。
	② NPO法人に係る認証制度の事務の研究	NPO法人の設立認証等の事務について、市が事務処理することの「目的・効果・費用・影響」等について研究します。

基本方針	2 市民等の交流や連携の促進	
	施策の方向性と具体的施策	内 容
市民等の調整役の育成	① 行政職員等研修の充実	市民活動に関する知識の習得を目的にした「本市職員部局専門研修」の充実を図るほか、新たに市民向け研修の実施について研究します。
	② コーディネーター育成事業の充実	地域の課題解決に向けて、市民や団体間の調整役として機能するコミュニティ・コーディネーターの育成充実を図ります。
中間支援体制の強化	① 中間支援としての人材の育成	「中間支援の役割を果たす人材の育成」を目的とした研修等への支援について検討します。
	② 中間支援組織の交流と連携の支援	中間支援組織間の交流や連携を支援することで、今後の果たすべき役割等を明確にします。
交流連携の仕組みの構築	① ネットワーク会議の開催	中間支援組織やコミュニティ・コーディネーター中心のネットワーク会議を開催し、地域課題の解決に向けた連携の強化を図ります。
	② 石川県NPO活動支援センターとの連携	将来におけるNPO法人認証事務の移管も視野に、団体についての情報交換や交流連携に努めます。
	③ 協働のまちづくりチャレンジ事業の充実	まちづくり活動の経験が浅い団体等が金沢市と協働で「提案事業」に取り組むことで、本市との交流連携のきっかけ、団体活動のステップアップ等になるように、事業の広報周知や内容の充実を図ります。
	④ 協働のまちづくりパートナーシップ・コンペ事業の充実	一定の活動経験がある団体等が金沢市と協働で「本格的かつ具体的な地域課題の解決に向けた提案事業」に取り組むことで、地域との緊密な交流連携、団体の信頼度の向上、組織としての基盤強化等につながるように、事業の広報周知や内容の充実を図ります。
	⑤ 交流のつどいの充実	まちづくり活動に従事する各種団体が協働で企画運営する「交流のつどい」の場を通して、団体の広報周知、交流連携の促進、新規参加者の募集等を図ります。

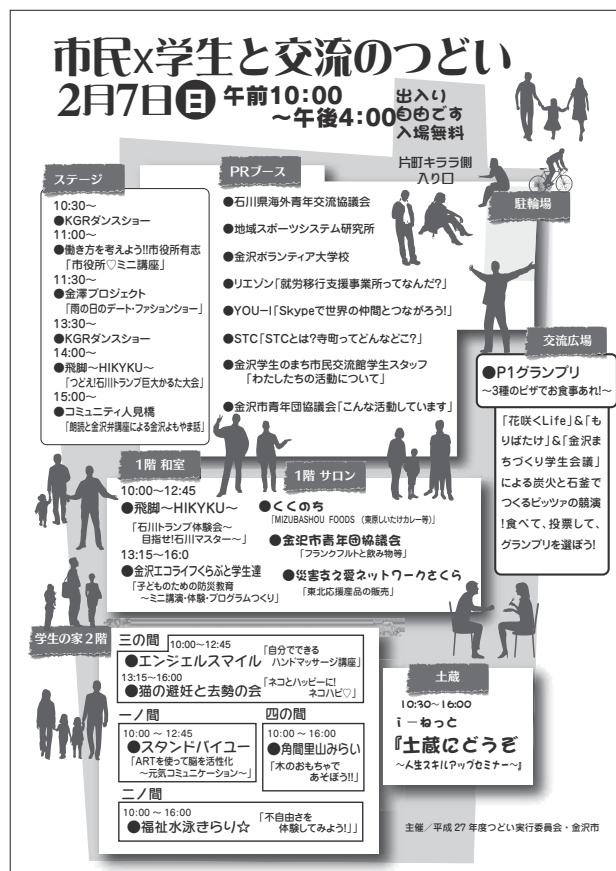
基本方針	3 市民等に向けた情報の収集と提供	
施策の方向性と具体的な施策	内 容	
協働に関する情報の収集	① コーディネーターや団体等に関する情報の収集	団体間の調整役であるコーディネーターや協働の担い手である各種団体の情報を集約し、個人ボランティア登録制度と併せて、ウェブサイト上の運用を検討します。
	② 通信ネットワークを利用した市民等による情報の収集	情報通信端末を活用する市民レポーターの認定により、市民等の活動に関する「生きた情報」の収集を検討します。
多様な広報媒体の活用	① 交流館ウェブサイトの充実	市民レポーター、交流館利用者等による活動報告や相互リンクの構築、視認性に配慮したレイアウト構成など、金沢学生のまち市民交流館ウェブサイトの充実に取り組みます。
	② 市民活動団体向けの表彰制度の創設	市民等がまちづくり活動についての理解を深める、積極的に活動に参画すること等を目的に、NPO法人や市民活動団体に向けた「表彰制度」の新設について研究します。
効果的な広報	① 効果的ウェブサイト作成の支援	まちづくり活動に対する「市民の信頼度・興味度」を向上させるために、効果的なウェブサイト作成への支援を検討します。
	② 協働を証するバナー等の作成	本市と協働でまちづくり活動に取り組む団体に、それを証するバナーやロゴ等の使用を許可することで、市民等の信頼度向上を図ります。



市民×学生と交流のつどい「つなフェス」の様子

3 施策の推進体制

将来像である「自立した市民との交流・連携による協働のまちづくり」を実現するために、町会、NPO、ボランティア、学生、企業、行政等の多様な担い手が、協力連携のもと平成30年度に設置予定の「市民活動サポートセンター」を拠点に、本計画に掲げる各種施策を推進していくこととする。



第6 資 料

1 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

平成17年3月25日
条例第4号

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壤を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を發揮し、発展してきた。

これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たることが必要である。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「市民参加」とは、市民が自己の意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市民及び市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、協働による市政の実現を目指して推進されなければならない。

2 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に与えられることにより推進されなければならない。

3 市民参加は、市民及び市が情報を交換し、及び共有することにより推進されなければならない。

4 市民参加は、市民及び市が相互の役割を理解し、互いに尊重して推進されな

ければならない。

5 市民参加は、市民の多様な価値観に公平かつ的確に対応して推進されなければならない。

6 市民参加は、市民の福祉の増進及び市政の効率性の確保が図られることを基本として推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの果たすべき役割を自覚し、多様な機会を通じて積極的かつ主体的に市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の公共の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持って市民参加をするよう努めなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、市民参加の機会の提供その他の市民参加を推進するための必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。

3 市は、市民参加を推進することにより、市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。

4 市は、金沢が育んできた地域における市民の自主的な活動を尊重し、その活動を行っている団体との連携を図り、協働による市政を推進するよう努めなければならない。

(市民参加の手続)

第6条 この条例における市民参加の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) パブリックコメント手続（施策の企画立案に当たり、当該施策の趣旨、目的、内容等を公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮し、意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）

(2) 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）による調査及び審議

(3) 意見交換会、公聴会、説明会及びアンケートの実施

(4) 共同研究（市が、専門家の助言を受けながら参加者が共同で施策に関する研究を行う場を設けることをいう。）

(5) 市民との協定による施策の実施

- (6) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等による施策の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める手続
(市民参加の手続における基本的な考え方)

第7条 市長その他の執行機関（以下「市の機関」という。）は、施策の企画立案、実施又は評価の過程において、前条各号に掲げる市民参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められる手続を行うよう努めなければならない。

第8条 市の機関は、施策の企画立案、実施又は評価の過程における適切な時期に市民参加の手続を行うよう努めなければならない。

第9条 市の機関は、施策に応じ、できる限り広く市民参加が行われるよう努めなければならない。

第10条 市の機関は、施策に係る情報を積極的に提供するよう努めるとともに、市民参加の手続を経て提出された市民の意見等を施策に反映させるよう努めなければならない。

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参加の手続を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (2) 迅速性又は緊急性を要するもの
- (3) 市税等の賦課徴収及び使用料等の徴収に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの
(パブリックコメント手続)

第12条 市の機関は、次に掲げる施策の企画立案（前条各号に掲げるものを除く。）をしようとするときは、パブリックコメント手続を行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 2 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとするときは、当該企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案及びこれに関連する資料を公表するものとする。この場合において、当該施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）は、前項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

4 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該施策の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

5 市の機関は、パブリックコメント手続により提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

6 第2項及び前項の規定による公表は、当該施策に係る市の機関が指定する場所での閲覧又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

7 第7条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続による市民参加の手続については、市長が別に定める。

(平19条例25・一部改正)

(審議会等)

第13条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

2 市の機関は、審議会等の構成員を任命し、又は委嘱しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、構成員の全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等に構成員に関する定めがあるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき、その他正当な理由があると当該市の機関が認めるときは、この限りでない。

3 第7条から第11条まで及び前2項に定めるもののほか、審議会等の調査及び審議による市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(意見交換会等の市民参加の手続)

第14条 第7条から第11条までに定めるもののほか、第6条第3号から第7号までに掲げる市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(推進計画)

第15条 市長は、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進施策)

第16条 市長は、推進計画に基づき、市民参加及び協働による市政を推進するための次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民参加及び協働に関する意識の把握及び向上に関する事項
- (2) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等が有している経験、知識、情報等の活用に関する事項
- (3) 市民参加及び協働の推進に関する助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加及び協働による市政を推進するため必要な事項

(協働をすすめる市民会議)

第17条 市民及び市は、それぞれの役割に基づいて、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するため、協働をすすめる市民会議（以下「市民会議」という。）を組織するものとする。

2 市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(他の制度との調整)

第18条 法令又は条例に市民参加の手続が定められている場合は、この限りにおいて、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則

平成19年3月23日
規則 第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手続を行わないことができるもの)

第2条 条例第11条第4号に規定する市長が別に定めるもの（第3号及び第4号に掲げるものにあっては、パブリックコメント手続（条例第6条第1号に規定するパブリックコメント手続をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 軽微なもの
- (2) 市の機関（条例第7条に規定する市の機関をいう。以下同じ。）による裁量の余地のないもの
- (3) 審議会等（条例第6条第2号に規定する審議会等をいう。）がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策の企画立案を行うもののうち、当該企画立案を行おうとする施策の案が当該準じた手続において公表したものと大きな変更がないもの
- (4) パブリックコメント手続以外の適切かつ効果的と認められる方法により広く市民の意見を求め、提出された意見を考慮して施策の企画立案を行うもの（意見の提出の方法等）

第3条 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続における意見の提出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 市の機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリを用いた送信
 - (2) 市の機関が指定する送信先への電子メールの送信
- 2 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続により意見を提出しようとする者は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。
- （施策の案に関連する資料）

第4条 条例第12条第2項に規定するパブリックコメント手続の対象となる施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的又は背景
- (2) 施策の案を作成する際に整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の案の内容を理解する上で参考となる資料（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3 協働をすすめる市民会議委員等

協働をすすめる市民会議委員

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

番号	区分	団体名	氏名
1	地域・福祉・教育団体	金沢市町会連合会	奥村 薫
2		金沢市公民館連合会	中野 成昭
3		金沢市校下婦人会連絡協議会	安嶋 弘子
4		金沢市消防団連合会	畠 弘
5		金沢市社会福祉協議会	上田 浩貴
6		金沢市青年団協議会	窪田 篤
7		金沢市青少年団体連絡協議会(子ども会連合会)	河村 慎三
8		金沢市PTA協議会	中村 大介
9		金沢市民生委員・児童委員協議会	松島 昌子
10		金沢・健康を守る市民の会	井野山 好子
11		子育て支援団体	下川 紀美子
12	企業・労働	金沢青年会議所	泉 博之
13		連合石川かなざわ地域協議会	墨江 典昭
14	市民活動団体	金沢ボランティア大学校同窓会	菅村 美知子
15		JTC ネットワーク	古木 秋子
16		チャレンジ事業採択団体 (NPO 法人クラブぽっと)	森 亮太
17		チャレンジ事業採択団体 (かなざわご近所コラボプロジェクト)	水本 協子
18		チャレンジ事業採択団体 (NPO 法人角間里山みらい)	河崎 仁志
19		金沢中防犯協会	後 浩一
20		前金沢エコネット	中里 茂
21		金沢まちづくり学生会議	國原 和
22	公募市民		刈本 博保
23			中田 明秀
24			三ツ田 佳代
25			室田 律子
26			横山 邦彦

協働をすすめる市民会議アドバイザー

番号	区分	団体名	氏名
1	アドバイザー	いしかわ市民活動ネットワーキング代表理事	青 海 康 男
2		金沢星稜大学人間学部スポーツ学科講師	西 村 貴 之
3		NPO 法人あかりプロジェクト代表理事	村 田 いづ実
4		金沢大学人間社会学域経済学類助教	安 嶋 是 晴

金沢学生のまち市民交流館コーディネーター

番号	区分	団体名	氏名
1	コーディネーター	いしかわ市民活動ネットワーキング代表理事（再掲）	青 海 康 男
2		NPO 法人あかりプロジェクト代表理事（再掲）	村 田 いづ実
3		株式会社ガクトラボ代表取締役	仁志出 憲 聖
4		NPO 法人スマイルスタイル非常勤スタッフ	喜 多 舞 衣

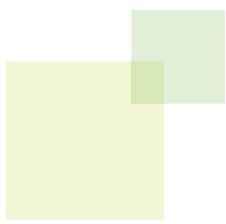
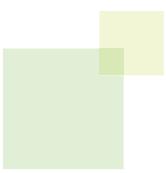
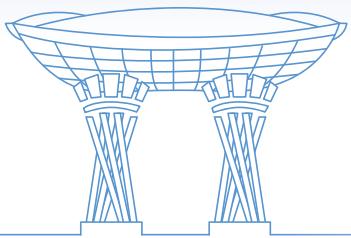
金沢市新協働推進計画

平成 28 (2016) 年 3 月 策 定

発 行 金 沢 市

編 集 市民局市民協働推進課
協働をすすめる市民会議

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2026 FAX 076-260-1178
kyoudou@city.kanazawa.lg.jp



2016 KANAZAWA